

適正取引の推進に向けた自主行動計画

2020年 4月 28日策定

2023年 10月 26日改定

一般社団法人 日本鉄鋼連盟

■ 本計画では、「一般社団法人日本鉄鋼連盟」を「鉄鋼連盟」、鉄鋼連盟の正会員を「会員企業」、鉄鋼連盟の会員(正会員及び賛助会員)を「会員」、とそれぞれ表記するほか、各種法令等の名称は以下の通り略す。

- ・ 「下請法」:下請代金支払遅延等防止法
- ・ 「基準」:下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準及び下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準
- ・ 「通達」:下請代金の支払手段について(2021年3月31日 20210322 中庁第2号 公取企第25号)
- ・ 「ガイドライン」:金属産業取引適正化ガイドライン(金属産業における下請適正取引等のためのガイドライン)

鉄鋼業界では、鉄鋼製造プロセスにおける外注作業、各種資材品供給、鋼材の委託加工等において、多くの下請取引先の協力を必要としている。下請取引先の担う業務は、鉄鋼製品の品質・コスト競争力に直結するものも多く、下請取引先の競争力強化は、鉄鋼業界の発展にとっても極めて重要な課題である。こうした認識のもと、鉄鋼業界における下請取引の適正化の推進と、下請取引先の体質強化を通じた鉄鋼業界の発展を目的とし、経済産業省は2010年6月に「鉄鋼産業取引適正化ガイドライン」を策定した。「鉄鋼産業取引適正化ガイドライン」は、2017年2月に対象を非鉄金属産業に拡大し「金属産業取引適正化ガイドライン」と改称され、2023年7月には4度目の改定が行われた。

鉄鋼連盟は、「鉄鋼産業取引適正化ガイドライン」及び「金属産業取引適正化ガイドライン」の策定・改定において、経済産業省が設置した検討WGや同省実施のアンケート調査に全面的な協力をするとともに、それらガイドラインや取引適正化に関する経済産業省の周知活動への支援を行ってきた。会員企業では、下請法・基準・通達・ガイドライン等に基づき、取引の適正化に努めてきたところである。

「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」において、下請取引適正化に関し「自主行動計画を策定していない業界団体等は策定に努めるものとする」との努力義務が示されたことを踏まえ、2019年9月に、鉄鋼連盟では「取引適正化検討WG」を設置し、自主行動計画の策定に向けた検討を進め、2020年4月28日に策定完了し、同年5月1日より本計画を開始した。鉄鋼連盟は、下請取引適正化に係る政府方針、金属産業取引適正化ガイドラインの改定内容、自主行動計画フォローアップ調査の結果等を踏まえ、自主行動計画の改定を適宜行っている。

鉄鋼連盟は、ガイドライン及び下請法・基準等の着実な履行を通じた会員企業における取引適正化の取組みを支援するために、本計画に基づき以下の行動を行うこととする。

I. 「未来志向型の取引慣行に向けて」における重点課題の徹底

経済産業省の「未来志向型の取引慣行に向けて」(2016年9月公表、2020年6月改正)では、公正な取引環境の実現、親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」につながる望ましい取引慣行等の普及・定着、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備を基本方針として、「価格決定方法の適正化」、「コスト負担の適正化」、「支払条件の改善」、「知的財産・ノウハウの保護」、「働き方改革に伴うしわよせ防止」を重点課題として取り上げている。会員企業は、下請法の適用対象となる取引を行う場合には、II以降で掲げた事項のうち下記5つの重点課題に該当するものについては十分に留意の上、適正化に努めるものとする。

(1) 価格決定方法の適正化

取引先との価格決定にあたっては、下請法及び基準、通達、ガイドライン、価格交渉促進月間等で示された足元の政府方針等を踏まえ、取引数量、納期、品質、環境対応コスト等の条件や労務費、原材料費、エネルギー価格等の変動を考慮し、取引先と十分に協議を行う。また、各コストの上昇に対して、サプライチェーン全体で適正な価格転嫁を進められるよう、取引先への理解の醸成に努める。

(2) コスト負担の適正化

取引先との費用負担の決定にあたっては、下請法及び基準、通達、ガイドライン等を踏まえ、負担の適正化に努める。

(3) 支払条件の改善

取引価格のみならず、支払方法も取引先の事業活動に大きな影響を与えることを認識し、支払方法については、下請法及び基準、通達、ガイドライン等を踏まえ、取引先と十分に協議し、取引先の資金繰りに配慮したものに改善していく。

参考： 下請代金の支払手段の留意事項(ガイドラインVI.「下請代金の支払手段」より引用)

政府は、平成28年12月に発出した「下請代金の支払手段について(平成28年12月14日20161207中第1号・公取企第140号)」を見直し、さらに約束手形から現金払や電子的決済手段(電子記録債権等)への移行を通じた約束手形の利用の廃止に向けた取組の方針を示した。令和3年12月27日には「転嫁円滑化施策パッケージ」を策定し、それを踏まえて令和4年2月10日のパートナーシップ構築推

進会議にて「取引適正化に向けた5つの取組」が打ち出されており、約束手形の利用廃止を目指し、中小企業庁にて業種を跨いだ課題の抽出が行われ、以下内容が整理された。

- ・支払方法の改善は、単一の企業又は業界で取り組むものではなく、サプライチェーン全体で取組を進めることが重要であることに留意し、異業種間取引や下請法対象外取引においても支払いはできる限り現金によるものとする。約束手形、一括決済方式及び電子記録債権を用いる場合は、そのサイトについて60日以内とするよう努めるとともに、できる限り約束手形の利用を減らし、現金による支払いに切り替えるよう努めること。
- ・建物や大型機械の発注といった取引は、契約期間が長期でかつ金額が大きく、発注者からの支払時期と下請への支払時期が異なるため、前払比率や期中払い比率をできる限り高めるよう努めること。(例:公共工事においては、請負代金の4割以内で前金払を、2割以内で中間前金払を行っている。)
- ・約束手形の利用廃止に向けて、できる限り現金払いに切り替えることを前提としつつ、支払側としてだけでなく受取側としても、例えばネットバンキングや電子記録債権といった手形の代替手段が取れるよう検討を行うこと。
- ・約束手形の利用廃止に向けて取り組む過程で、発注者からの支払時期と下請への支払時期のずれに起因する資金繰りの問題に対応するため、下請企業に対して一方的なコストダウンの要求等をしないこと

また、政府が令和4年6月に策定したフォローアップ(旧:成長戦略FU)においては、2026年の約束手形の利用廃止に向けて、2022年秋までに業界団体の具体的なロードマップの自主行動計画への反映状況と2026年の手形交換所での約束手形取り扱い廃止の可否に関する金融業界の検討を共にフォローアップする等の方針が記載された。業界団体においては、見直された「下請代金の支払手段について」及び約束手形の利用の廃止に向けた取組等を事業者に対して周知徹底し、業界の特性や実態を踏まえ、手形の利用から現金払等へ移行を促していくことが望ましい。

(4) 知的財産・ノウハウの保護

中小企業を当事者とする取引において知的財産の重要性が高まっていることなどから、下請法及び基準、通達、ガイドライン等を踏まえ、知的財産取引が適切に行われるように努める。

(5) 働き方改革に伴うしわ寄せ防止

2020年4月より時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されたことから、下請法及び基準、通達、ガイドライン等を踏まえ、発注者の働き方改革により下請等中小事業者に「しわ寄せ」が生じないよう努める。

II. 金属産業取引適正化ガイドラインの遵守

鉄鋼連盟は、鉄鋼産業における下請取引適正化の推進のため、会員企業が下請法の適用対象となる取引を行う場合には、下請法及び基準、通達、ガイドラインを踏まえ、次頁以降 1～6 項に留意しながら適正な取引を実現するよう勧めることとする。

なお、ガイドラインにもあるように、下請法の適用対象とならない取引を行う場合であっても、取引上優越した地位にある事業者が取引の相手方に不当に不利益を与えるときには、「優越的地位の濫用」として独占禁止法上、またはその他関連法令上の問題が生じる可能性があることを、会員企業は留意する。

参考： 下請法及び独占禁止法上の留意事項(ガイドライン II-4.「下請法及び独占禁止法の留意事項」より引用)

4. 下請法及び独占禁止法上の留意事項

～優越的地位にある事業者であれば下請法対象でなくとも要注意～

下請法は、対象となる親事業者に対して、発注書面の交付等の4つの義務及び買ったたきの禁止等の11の禁止行為を規定しており、これらの義務や禁止行為に反する行為は原則として下請法違反となる。

下請法が取引の内容及び資本金により区分される親事業者・下請事業者間の取引にのみ適用されるのに対し、独占禁止法は、取引の種類や事業者の規模を問わず、事業者が不公正な取引方法を用いることを禁じている。つまり、「I.はじめに」で述べたとおり、下請法は、独占禁止法の「優越的地位の濫用」にあたる行為をより効果的に規制する必要があることから立法化された、独占禁止法の補完法であるため、下請法の適用対象とならない取引を行う場合であっても、取引上優越した地位にある事業者が取引の相手方に不当に不利益を与えるときには、「優越的地位の濫用」として独占禁止法上の問題を生じることがある。

1. 親事業者の義務・下請事業者の留意点

(1) 書面の交付義務（下請法第3条）

親事業者は、発注に際して製造等委託した日、下請代金の額などを記載した書面(3条書面)を交付しない場合は、下請法第3条違反となることを認識し、発注内容が曖昧な内容とならないよう、下請事業者と十分に協議を行った上で、発注時の書面を必ず交付すること。

(2) 支払期日を定める義務（下請法第2条の2第1項）

親事業者は、下請代金の支払期日を、物品を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日)から起算して60日以内でできる限り短い期間内で定めること。

(3) 書類の作成・保存義務（下請法第5条）

親事業者は、下請事業者の給付の内容、下請代金の額等について記載した書類(5条書類)を作成し、2年間保存すること。

(4) 遅延利息の支払い義務（下請法第4条の2）

親事業者は、下請代金をその支払期日までに支払わなかったときは、下請事業者に対し、物品を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日)から起算して60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年率14.6%を乗じた額の遅延利息を支払うこと。

2. 親事業者の禁止事項・下請事業者の留意点

(1) 受領拒否（下請法第4条第1項第1号）

(2) 下請代金の支払遅延（下請法第4条第1項第2号）

(3) 下請代金の減額（下請法第4条第1項第3号）

(4) 返品（下請法第4条第1項第4号）

(5) 買ったたき（下請法第4条第1項第5号）

(6) 購入・利用強制（下請法第4条第1項第6号）

(7) 報復措置（下請法第4条第1項第7号）

- (8) 有償支給原材料等の対価の早期決済（下請法第4条第2項第1号）
- (9) 割引困難な手形の交付（下請法第4条第2項第2号）
- (10) 不当な経済上の利益の提供要請（下請法第4条第2項第3号）
- (11) 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し（下請法第4条第2項第4号）

3. 下請代金の支払い手段

(1) 支払い手段の基本的考え方

親事業者は、下請代金の支払いについてはできる限り現金によること。また、手形等で下請代金を支払う場合、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担となることがないように、これを勘案して下請代金の額を十分協議して決定すること。

また、鉄鋼連盟は、2026年の約束手形の利用廃止を踏まえつつ、下請代金支払いの現金払いが進んでいない会員企業の代表者等に対する要請文等、現金払いを促すための活動を適宜実施する。

(2) 手形で支払う場合の留意点

親事業者は下請事業者に対し下請代金を手形で支払う場合、支払期日までに一般の金融機関で割引引くことが困難な手形で交付すると下請法第4条第2項第2号違反となることを認識し、割引困難な手形の交付を行わないこと。

親事業者は、下請代金の支払に係る手形サイトについては60日以内とするよう努めること。

(3) 大企業間の支払い条件の見直しの取り組み

大企業間の取引で支払条件が改善されない結果、下請事業者への支払方法の改善が進まない事象がある場合、大企業は、率先して大企業間取引分の支払条件の見直し(手形等のサイト短縮や現金払い化等)などを進めること。

4. 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

(1) 労働時間への配慮

親事業者は、自らの取引に起因して、下請事業者が労使協定の限度を超える時間外労働や休日労働などによる長時間労働、これらに伴う割増賃金の未払いなど、労働基準関連法令に違反するようなことのないよう、十分に配慮する。

(2) 短納期・追加発注、急な仕様変更などを行う場合の留意点

親事業者は、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には、下請事業者に損失を与えないよう十分に配慮し、下請事業者が支払うこととなる残業代等の増加コストに見合った適正な価格の見直し、契約を行うものとする。

(3) しわ寄せの防止

大企業である親事業者による働き方改革の下請事業者へのしわ寄せなどの影響も懸念される中、親事業者は、下請事業者の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引や要請は慎むこと。

参考：荷主としてのトラック運送業との適正取引の推進(ガイドラインⅦ-3.「荷主としてのトラック運送業との適正取引の推進」より引用)

長時間労働・低賃金という労働環境からドライバー不足が深刻化しているが、適正な運賃水準が確保されなければ物流を担う人材の確保が困難となるほか、安全にも支障が及びかねないことから、金属産業としても自らの産業の発展や社会的責務の観点から適正取引を推進していくことが一層求められている。(中略)金属産業においても、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」(平成20年3月14日国土交通省、令和4年12月26日最終改訂)に記されているとおり、荷主の立場から問題となる行為に関して、関係法規等に留意しながら、適正な運賃水準となるよう配慮する等適正取引に向けて取組を進めていくことが望ましい。

5. 下請事業者の事業の運営推進に関する留意点

(1) 自然災害等への対応に係る留意点

① 自然災害等への備えに係る留意点

親事業者と下請事業者は、自然災害、サイバー攻撃、感染症、国際情勢の変化等の事業活動の基盤における重大な障害(以下「自然災害等」)の発生に伴い、サプライチェーンが寸断されることのないよう、連携して事業継続計画(BCP:自然災害等の発生後の早期復旧に向けた取組等を定めた計画)の策定や事業継続マネジメント(BCM:BCP等の実効性を高めるための平常時からのマネジメント活動)の実施に努めること。

② 自然災害等が発生した場合に係る留意点

親事業者は、自然災害等による下請事業者の被害状況を確認しつつ、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けることがないように十分に留意すること。また、自然災害等によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は再開する場合には、できる限り、その復旧を支援するとともに、従来の取引関係を継続し、または優先的に発注を行うよう配慮すること。

(2) その他一般的留意事項

親事業者は、下請事業者の自主的な事業の運営を尊重するものとし、下請事業者が行う取引先の開拓、変更等及び仕入先との間における取引対価の決定等について、不当に干渉しないものとする。

6. 情報化等によるサプライチェーン全体の業務効率化への対応

親事業者は、下請事業者の要請に応じ、電子受発注及び電子決済等の導入によるサプライチェーン全体の業務効率化を図るため、必要なセキュリティ対策と併せて、下請事業者による業務工程の効率性向上に係るこれら取組の支援に努めるものとする。

Ⅲ. 取引先支援活動の推進

鉄鋼連盟は、会員企業が、基準を踏まえ、取引先の下請事業者における、働き方改革、生産性向上、及び事業継続に向けた取り組みに対し、必要に応じ協力・支援を行うことに努めることを勧める。

また、会員企業での本件取り組みについて事例収集を行い、会員企業に対し事例収集の結果得られた好事例の紹介を行う。

Ⅳ. 教育・人材育成に向けた取り組みへの支援

鉄鋼連盟は、以下の活動を通じ、会員企業における教育・人材育成に向けた取り組みを支援する。

- (1) 教育・人材育成に関する会員企業での取り組みについて事例収集を行い、会員企業に対し事例収集の結果得られた好事例の紹介を行う。
- (2) 会員企業に対し、公正取引委員会や中小企業庁が実施する講習会・セミナー等に関する情報提供を行う。
- (3) 会員企業が講習会・セミナーを実施する場合に、当該会員企業の求めに応じ所要の支援を行う。

Ⅴ. 普及啓発活動の推進

鉄鋼連盟は、ガイドラインの改定及び下請法・基準・通達の改正に関する経済産業省よりの周知依頼に対し、会員への周知を迅速に行うほか、ガイドライン改定に関する経済産業省の周知活動(例:説明会の開催)に関し協力を行う。また、会員企業の代表者宛てに要請文を発出することなどにより、会員企業におけるパートナーシップ構築宣言の実施を促進する。(2023年9月15日時点の鉄鋼連盟会員企業のパートナーシップ構築宣言実施状況:鉄鋼連盟会員企業 106社中47社(実施率44%))

会員企業は、ガイドライン及び下請法・基準・通達、並びに自主行動計画の内容に関し、社内

の関係部署での理解・認識が深まるよう努めるとともに、ガイドラインの改定及び下請法・基準・通達の改正があった場合は、社内関係部署への周知を着実にを行う。

VI. 定期的なフォローアップ

鉄鋼連盟は、自主行動計画に掲げた事項の実行に向けた会員企業の取り組みに寄与できるよう、会員企業へのアンケート調査等を通じ、定期的にフォローアップを行う。

フォローアップの結果を踏まえ、鉄鋼連盟で PDCA サイクルを回し、会員企業の適正取引の推進活動を支援する。会員企業は、鉄鋼連盟によるフォローアップ活動に協力するとともに、フォローアップの結果を適正取引推進に向けた自社の取り組みの参考にする。

附 則

- ・ この計画は、2020年(令和2年)5月1日より実施する。
- ・ 2021年(令和3年)10月28日改定、11月1日より実施。
- ・ 2022年(令和4年)10月25日改定、11月1日より実施。
- ・ 2023年(令和5年)10月26日改定、11月1日より実施。